

鶴岡市議会委員会における請願者の意見陳述実施要領

第1 趣旨

この要領は、鶴岡市議会基本条例（令和7年鶴岡市条例第31号）第18条の規定に基づき、請願者の意見陳述に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

請願者の意見陳述とは、請願者が提出した請願の審査が行われる委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）に出席して請願を提出するに至った思いや意見を述べることをいう。

第3 意見陳述の申出

意見陳述を希望する請願者は、請願書に併せて、意見陳述申出書（別記様式）を紹介議員を経由して、議長に提出するものとする。

第4 請願者等への通知

議長は、意見陳述申出書の提出があったときは、紹介議員を経由して請願者に当該請願の審査を付託する委員会（以下「付託委員会」という。）の名称並びにその審査の日時及び場所を通知するものとする。

第5 意見陳述の方法

- 1 意見陳述を行うことができる者（以下「陳述者」という。）は、請願提出者のうち、代表者1人とする。ただし、代表者がやむを得ない理由で出席できないときは、その代理人が陳述者となることができる。
- 2 意見陳述時間は、請願1件につき5分以内とする。
- 3 意見陳述の内容は、請願の趣旨の範囲を超えてはならない。

第6 質疑

- 1 委員会の委員は、陳述者に対して請願の趣旨及び意見陳述の範囲内で質疑をすることができる。この場合において、質疑の時間は、おおむね10分とする。
- 2 陳述者は、委員に対して質疑をすることはできないものとする。

第7 委員会審査

- 1 意見陳述は、原則として、委員会での第1回目の審査の冒頭に行うものとする。
- 2 委員会に同一の趣旨の請願が複数付託された場合は、一括議題とし、採決は請願ごとに行う。

第8 費用弁償

陳述者の委員会出席に要する費用は、弁償しないものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、請願者の意見陳述に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

年 月 日

鶴岡市議会議長 様

請願代表者

住所

氏名（署名または記名押印）

_____ 印

電話

意見陳述申出書

年 月 日に提出いたしました請願についての意見陳述を希望します。

1 請願名 _____

2 意見陳述を行う方の氏名等

※ 上記の請願代表者と意見陳述者が異なる場合のみご記入ください。

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

※ 請願（代表）者は、「鶴岡市議会委員会における請願者の意見陳述実施要領」の内容をご了承の上、提出をお願いします。